

◇大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

- 1 道路の占用料を改定することにした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することにした。

(建設局総務部管理課)